三　地域再生計画の区域の範囲　京都府綴喜郡宇治田原町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第九十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百三十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府与謝郡伊根町
二　地域再生計画の名称　伊根町「ひとが活き生き」生活環境再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　京都府与謝郡伊根町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第九十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百三十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　堺市
二　地域再生計画の名称　「自由都市・堺」再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　堺市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第九十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百五十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県及び奈良県吉野郡川上村
二　地域再生計画の名称　吉野川水源地の村づくり再生計画Ⅱ
三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県吉野郡川上村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第九十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百四十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　島根県及び島根県邑智郡邑南町
二　地域再生計画の名称　Ｏｈ！なんと安心と癒やしのまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　島根県邑智郡邑南町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　島根県及び島根県隠岐郡海士町及び隠岐の島町
二　地域再生計画の名称　日本海をまたぐ自然、伝統文化に恵まれた「生涯現役で働けるみなとづくり」計画
三　地域再生計画の区域の範囲　松江市並びに島根県隠岐郡海士町及び隠岐の島町の区域の一部（七類港、諏訪港、西村港、伊後港、飯美港、長尾田港、美保関漁港、犬来漁港及び大久漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県及び玉野市
二　地域再生計画の名称　多島美有する瀬戸内再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　玉野市及び瀬戸内市の区域の一部（牛窓港、西脇漁港及び石島港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百九十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県及び高梁市
二　地域再生計画の名称　活力と魅力ある高梁まちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　高梁市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百二十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県及び真庭市
二　地域再生計画の名称　水と緑　人と文化を未来につなぐ　賑わいの『杜市』真庭づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　真庭市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三